

[TOP page](#)
[資料室](#)
[イベント情報](#)
[講師を探す](#)
[Worker's 広場](#)
[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労働関係法](#) | [労働時間の意義](#)
[労働組合](#)
[労働者福祉・共済](#)
[一般教養](#)
[社会保障](#)
[労使トラブル法律相談Q&A](#)
[労働関係法](#)
[経営全般](#)
[人間関係とコミュニケーション](#)
[ライフプラン](#)
[男女共同参画](#)
[公務員関係法](#)
[日朝の歴史](#)
[7つの習慣](#)
[中東の歴史](#)
[ボランティア活動](#)
[環境活動](#)
[社会貢献活動](#)
[自己啓発](#)
[生涯学習](#)
[外交・防衛問題](#)
[資本論](#)

労働時間の意義

労働時間法制が適用される労働時間とは、労働契約に基づいて労働者が使用者の指揮命令下で拘束されている時間です。

したがって、作業している時間とはもとより、待機している時間等も労働時間に含まれます。

労働時間であれば、当然その対価としての賃金が支払わなければなりません。

しかし労働時間の具体的な意味に関しては、労働基準法等に定義が定められていないため、法定労働時間を定めた労働基準法第32条に関する行政解釈・判例等によって明らかにされています。

たとえば待機時間のほかに次のような時間も労働時間となります。

- 朝礼の時間
- 始業前の点呼・準備・清掃の時間
- 終業後の後始末・清掃の時間
- 昼休み休憩中の電話・来客用当番の時間

反対に、労働時間中に労働者が行う、労働の本旨とは無関係な次のような私的行為は労働時間に該当しません。

- 私用電話・私用メールの時間
- 私的な運動・娯楽の時間

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.